令和元年度第１回大阪府依存症関連機関連携会議・議事概要

◇　日　時：令和元年８月２０日（火）午後３時から５時まで

◇　場　所：大阪赤十字会館　301会議室

◇　出席者：21名（うち代理出席4名）

１　開会

* 会議の公開・議事録の取扱いについて

会議の実効性を高めるために本会議は非公開とするが、議事については要旨を公開する。

○　委員紹介

○　会長の選出

２　議事

（１）会議設置要綱の改正について　【資料１】

事務局説明

* 委員総数を25名から26名に増員
* 「依存症者」という表現を「依存症の本人及び家族等」に変更

（２）令和元年度大阪府依存症対策について

事務局説明

* 令和元年度依存症対策事業の全体像　【資料２-1】
* 地域保健課、こころの健康総合センター、保健所を中心に、今年度は「普及啓発の強化」「相談支援体制の強化」「治療体制の強化」「切れ目のない回復支援体制の強化」の４本柱で事業を実施。
* 普及啓発の強化・・・ギャンブル等依存症問題啓発週間に主要ターミナル駅や公営競技場等でティッシュを配布、こころの健康総合センターで夜間相談会を実施。
* 相談支援体制の強化・・・おおさか依存症土日ホットラインを今年度も継続。
* 治療体制の強化・・・大阪精神医療センターにおいて、専門プログラムの普及・医療機関職員向け専門研修を実施。
* 切れ目のない回復支援体制の強化・・・大阪精神医療センターにおいて、受診後支援事業を実施し、少しずつ実績が伸びている。今年度から、「依存症早期介入・回復継続支援事業」を立上げ、大阪アディクションセンター加盟の9団体・機関を選定し、活動を補助。
* その他、庁内関係部局・警察本部による庁内連携会議を開催。また他部局においても依存症対策を実施。
* ギャンブル等の問題でお困りの方（ご本人）の状況についてのアンケート調査【資料２-2】
* 今後のギャンブル等依存症対策に活かすために、すでに相談機関・医療機関を利用されているご本人を対象に、アンケート調査を実施。
* 配布期間は、令和元年8月1日～12月31日。
* 配布する機関は、大阪府こころの健康総合センター、大阪市・堺市のこころの健康センター、保健所等の相談機関（53か所）、およびギャンブル等依存症の専門医療機関として選定された4医療機関。

質疑応答

　（アンケートについて）

* 始まったばかりだが、何件くらい回収しているのか。

⇒　8月19日時点で、15件回収。

* 回収する件数の目標はあるのか。

⇒　配布は900件。本人の同意に基づき回収するので、どれくらい回収できるかは未定。

（３）ギャンブル等依存症対策推進計画の策定について　【資料３】

事務局説明

* 昨年10月に国においてギャンブル等依存症対策基本法が施行、今年4月にギャンブル等依存症対策推進基本計画が策定され、都道府県もギャンブル等依存症対策推進計画（以下「計画」という。）策定の努力義務が定められた。
* これを受けて、大阪府でも今年度末までに計画を策定したい。
* 計画の柱としては、相談・治療・回復継続の支援、予防教育・普及啓発、連携協力体制の整備、府における実態の把握などを検討している。
* 計画は、来年度から令和4年度までの3年間の計画として、3年ごとに見直す。
* 計画策定のために「大阪府ギャンブル等依存症対策推進関係者会議」（以下「関係者会議」という。）を立ち上げる予定。この会議の委員は、ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会の委員を中心に考えている。会議の開催時期は10月中旬頃から12月頃を予定。
* 現在、庁内関係部局のギャンブル等依存症対策の取組みについて集約作業を行っている。
* 今後、関係者会議などで計画の骨子に関する検討を重ね、計画素案を作成し、年明けにはパブリックコメントの募集を行った上で、大阪府精神保健福祉審議会を経て３月の計画策定に向けて進めていく。

質疑応答

　（計画とアンケートの関係について）

* アンケート調査の配布期間が12月末ということだが、関係者会議はそれ以前ということなので、結果が反映されないのではないか？

⇒　集約結果をすべて反映させるのは間に合わないが、必要な情報として一人一人の声を何らかの形で活かしていきたい。また、一般府民やギャンブル等を経験したことがある方の声を計画に反映していくために別の調査を行う予定。こちらの調査は結果が比較的早く出る。

（４）部会の運営について　【資料４-１】【資料４-２】

事務局説明

* 昨年度に引き続き、今年度も部会としては、「アルコール健康障がい対策部会」「薬物依存症地域支援体制推進部会」「ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会」の3部会を設置。
* ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会については、計画の策定のための関係者会議が開催されるため、今年度は休会とする。関係者会議での議論については、本年度2回目の依存症関連機関連携会議で報告予定。
* アルコール健康障がい対策部会については大阪府アルコール健康障害対策推進計画の進捗状況の確認、飲酒防止教育等の報告や検討などを行っていく予定。
* 薬物依存症地域支援体制推進部会については、地域での支援体制・連携体制の構築に向けて、各機関の取組みの報告や検討を進めていく予定。
* 各部会長は、昨年度に引き続きでお願いしたいと考えている。
* 部会の設置要綱についても『、「依存症者」という表現を「依存症の本人及び家族等」に変更。

質疑応答

　（ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会について）

* ギャンブル等の問題は今一番問題になっているのに、ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会を休会とするのか？再考をお願いしたい。

⇒　計画策定のための関係者会議の委員を、ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会の委員にお願いしたいと考えている。

ギャンブル等が新しく一番課題が大きい分野で、御議論いただいてきた。今後、計画策定のための関係者会議で議論していくので、部会よりもさらに一つ格上げされた大きな括りの場での議論ということになる。ギャンブル等依存症に関する課題については、その場で議論しながら、しっかりと計画に盛り込んでいくことになるので、忌憚のない意見を頂戴したい。

　（関係者会議の委員について）

* 関係者会議の委員には、ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会の委員が中心となるとのことだが、新たなメンバーの人選は今後行われるのか。

⇒　新たな委員を増やす予定だが、会議体の規模として議論が進むようにあまり大きなものにはせず、ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会の委員を中心とする予定。

　（計画の期間について）

* 計画に反映されるのは、令和2年度からということでいいか。

⇒　計画の期間は令和2年度から3年間の予定。計画の進捗については、また次年度以降に　　ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会を再開し、そちらで確認していく。

（５）大阪アディクションセンターについて

事務局説明

* 大阪アディクションセンター（OAC）について　【資料５-1】
* OACの概念図について、「依存症者」という表現を「依存症の方及び家族等」と改めた。
* 新たな加盟機関・団体について、概念図に追加（令和元年6月時点）。
* 加盟機関・団体について　【資料５-2】
* 8団体・41機関・1自助グループの計50ヶ所が加盟（令和元年8月16日時点）。
* 昨年の第2回目の連携会議から新たに1団体・3機関が加盟。
* 今年度のＯＡＣ活動計画について　【資料５-３】　【資料５-４】
* 今年度の活動として、４つの活動を予定。
* ＯＡＣミニフォーラムは、昨年度から引き続き、府内を４つのブロックに分けて、概ね11月から12月頃開催予定。
* 内容は、ミニ講義・体験談・交流会の３本柱。依存症の相談対応にかかる基礎研修を開催した際に非常に多数の申し込みをいただいたことから、今回ＯＡＣミニフォーラムでも、相談支援のポイント等についてのミニ講義を盛り込むことで、多くの参加者を募りたい。
* ＯＡＣ加盟機関・団体活動状況冊子については、加盟機関・団体等で実際にケースについて連携をする際に利用するものとして平成29年4月作成した。昨年度の第1回の本会議、及び会議後に冊子の様式についていただいた意見をもとに、掲載様式を変更した冊子を作成した。
* 具体的には、各機関・団体の紹介を、①機関や団体の基本的な事項、②対応している依存症の種類・実際の取り組みの特徴・アピールポイントなどを、③ケースをつなぐ際の具体的な連絡先や担当者及びつなぐ際の留意点としている。
* その他の活動として、「メーリングリストの活用」「啓発に関する取組み」について、年間を通して随時行っていく予定。

委員取組み報告・意見等

（大阪司法書士会）

* 大阪司法書士会の相談窓口は、相談センターというところもあり、また、直接会の方に連絡をいただいても対応可能。
* 依存症の問題、依存症全般対応するが、主には借金にまつわるギャンブル等依存症の問題が多い印象。ギャンブル等依存症の問題に関しては、基本計画の中に司法書士会並びに司法書士会連合会がすべきことというのが明記されているので、今後、それを具体的に実施していくということになる。

（堺市こころの健康センター）

* 堺市では、アルコール依存症の相談は保健センターで受けており、こころの健康センターでは薬物・ギャンブル等に関して、家族相談、本人へのプログラム提供等を実施している。
* 自助グループにも協力をいただきながら手探りで進めているところ。
* 薬物・アルコール・ギャンブル等の重複や、借金、司法の問題を抱えているなど、複雑な課題があり、一つの相談だけではなく多問題に対する取り組みが課題と感じている。

（大阪府薬剤師会）

* 大阪府薬剤師会では、理事会・役員会では会議の報告をしているが、全体に知ってもらうために、7月27日に開いた支部長会で、事務局（こころの健康総合センター）から依存症についての基礎的な説明を10分くらいしてもらった。
* 薬剤師として、特に薬物の依存は関わる必要があると意識も高まってきているところ。
* 今は、10代の後半でブロンや咳止めといった一般の医薬品での依存症が増えてきているという　　ニュースが出ており、そういう面も対応する必要があるという機運が高まりつつある。

（大阪ダルク）

* 大阪ダルクは26年目になるが、最近は社会資源が整ってきているので、ダルクにつながる仲間の人数は減ってきている、と感じている。
* これまでのダルクの支援のあり方とは異なる支援の在り方が求められていると感じており、それをどう進めていくかが今後の課題。
* 覚せい剤以外の処方薬・市販薬の依存も実は多いが、相談に至る場面がまだまだ少なく、それは何となく相談しにくかったり、インフォメーションや啓発が足りてないからだと考えている。
* 今まで覚せい剤に特化しすぎたところがあるので、今後はもっと広範囲に薬物の問題をとらえていきたいと考えている。

（近畿厚生局麻薬取締部）

* 近畿厚生局麻薬取締部では、今年4月1日から再乱用防止対策室を設置し、再乱用防止対策官の他に、公認心理士と麻薬取締官のＯＢ2名の4名体制で活動を始めている。
* これまでは裁判を経た後の方だけが室の対象だったが、今は警察で捕まえた対象者であっても支援できるようになった。しかし、室に繋がるルートができていない。警察に捕まった人たちがなかなかつながるところがないので、そこを何とかつなげたいと考えている。
* 大阪地方検察庁や弁護士会など司法となんとか連携しながらやっていきたいと考えている。
* 実際の個別支援については、つなぐことが大事なので、近畿厚生局の管内の医療機関やダルクなどにも足運んでつなげるようにしていく。

（依存症当事者）

* 医療機関を受診した患者は、まず公につなげていただきたい。公的な相談機関に一旦つなげてもらって、そこでさらに必要と思う機関につなげてほしい。
* 本当に困っているのは、本人以上に家族。特に薬物・アルコール、ギャンブル等の問題もそうだが、発覚したときには数百から数千万の借金抱えている。
* 本当に困っている家族のためにとにかく良い形で進んでいけるように、お願いしたい。

（大阪いちょうの会）

* いちょうの会は、借金の問題で被害に遭われた方、それを支援する一般市民の方、弁護士と司法書士などで構成されている。扱う範囲は多重債務問題から、家賃滞納で追い出される人たちをどうするか、あるいは1人暮らしの高齢者にどう手を差し伸べていくかなど、幅が広い。ギャンブル等依存症についてはあくまでもギャンブル被害だという認識で活動している。
* 取組みとしては、5月の啓発週間にはギャンブル被害家族110番を2日間に渡って実施した。テレビに取り上げてもらったこともあり、2日間で28件程度の電話があった。それ以降も継続して相談をいただいている方もいる。
* また、府の依存症早期介入・回復継続事業を活用して、「電話相談事業の強化」と「家計管理や金銭管理の問題に関してのミーティング」を行う予定。

（大阪マック）

* 大阪マックは来年40年目になる。
* 大阪マックでは徹底的にプログラムを行うことで、重度の依存症者でも回復ができる。
* 大阪マックのスタッフは現在13名いるが、12名は依存症から回復してきた者。もう1名は福祉の専門畑で働いていた方で、依存症者のスタッフに対し、別の見方を与えてくれる。
* 現在は、アルコールにクレプトマニアも抱えていたりと、依存が重複していたり、発達障がいがあったり、依存症者が多様化してきている。そのためスタッフのスキルアップが求められている。

（大阪精神科診療所協会）

* 今、精神科の診療所ではアルコール・薬物は診ないと言う診療所もあれば、幅広く診ている診療所もあるので、画一的なことは言えない。
* 一般の診療所と専門の診療所との違いを考えると、失敗に対応できるかどうかだと思う。回復の過程において生じる失敗に対して、どう対応できるのかが、その医療機関の能力であり、そのトレーニングが必要。
* 精神科の診療所のレベルで、その失敗に対応できるような能力を持っていけるのかというのが、これからの課題だと思っている。

（関西アルコール関連問題学会）

* （委員所属の医療機関について）3年ほど前からアルコール専門外来から依存症外来という形に変えた。薬物の方、ギャンブルの方が増えるかと思ったがそれほどでもなかった。ただ薬物依存症を診ている医療機関は非常に少ないので、他府県からも受診依頼がある状況。
* また、受けとめる相談機関が少ないのが現実。
* しかし、アルコールの専門医が減っている現実の中で、一般科医や一般の精神科医に依存症に関わってもらいたいという思いがずっとある。
* いかに依存症を予防していくのか、依存症に至らずにもう一度リスクの少ない飲酒に戻ってくれるかということに関してもこれからやっていきたい。

（大阪市こころの健康センター）

* 大阪市こころの健康センターでは、大阪市民と大阪市内の在勤者に対する、市民講座を開催している。毎回定員は80名で、アルコール・薬物・ギャンブル等の3依存症について、それぞれ２回ずつ開催。
* 依存症の基礎知識などが中心の内容だが、このような市民講座を設けることで、相談になかなか来ることができない方が、つながってくれるような接点としたいと考えている。

（大阪刑務所）

* 大阪刑務所では、特に薬物・性犯罪については特別改善指導として位置づけプログラムを実施。法務省が標準プログラムを提示しており、それをもとに当所で実践プログラムを行っている。
* アルコールについては、一般改善指導として実施しており、指導内容を充実させたい。
* 薬物のプログラムではＮＡから、アルコールのプログラムには断酒会から講師に来ていただいている。
* 刑務所の職員が話をするよりも、実際の体験者から指導を受ける方が、受刑者にとっても受け入れがいい。ただ、中には響かない受刑者もいるので、いかにして気づきを与えるかが課題。
* 最近、性犯罪再犯防止指導については、理解度の低い受刑者等への調整プログラムもあるが、実施段階で調整しながら行っている。

（大阪府町村長会）

* 町村という小さい組織で一体何ができるのか、町村としてできることは何かをまたいろいろと考え、提案させていただきたい。

（大阪府断酒会）

* 大阪府断酒会では、依存症の早期介入・回継続支援事業を活用して、新たに相談事業を始めた。各地域で行っている1日研修会に相談コーナーを設けて、相談を受けつけている。
* ほとんど毎週のように日曜日に研修会があり、相談コーナーを設ける。このような相談コーナーを開くと、どこに相談に行っていいかわからないという方が大勢いることがわかる。病院があることはもちろん知らないし、まして保健所や保健センター等で依存症の相談を受けているということも全くわからずに悩んでおられる方が非常に多いのが現状。

（ギャンブル依存症問題を考える会大阪支部）

* 依存症早期介入・回復継続支援事業について、ギャンブル依存症問題を考える会大阪支部でも、事業を活用して家族相談会を開催している。
* 最近の傾向として、医療や行政の相談窓口に一旦つながって相談を受けたけど、事態がよくならず、家族はさらに困って相談に来る場合がある。まずは、当事者と距離を置いて、家族は家族の自助グループに行くように勧めている。
* また、クロスアディクションや重複障がいなどについても、どういうふうに対処するのかをきめ細かく家族の側の行動についてアドバイスしたり支援機関につないだりしている。
* 行政の中でプログラムや様々な教室を開いているが、そこからこぼれている人も現実にいる。

（大阪保護観察所）

* 薬物に関しては、保護司の定期的な面接以外に、保護観察所で認知行動療法をベースにした集団プログラムの薬物再乱用防止プログラム実施している。保護観察期間中、だいたい月に1回もしくは2回プログラムに参加するとともに、簡易の薬物検出検査を受けてもらっている。
* あくまでも保護観察期間中だけのプログラム提供なので、やはり最終的な課題としては、地域へのつなぎ。そのため、プログラムには、大阪ダルク・大阪マックといった回復施設のスタッフの方々にも来ていただいている。
* 特定の医療機関や回復施設に通うことによって、保護観察所のプログラムの一部を免除するという仕組みもあり、保護観察所以外の自助グループ・回復施設や病院のプログラムに移ってもらうこと進めているところ。

（大阪府市長会）

* 今回、連携会議の委員の話をもらって、初めて自分の市に依存症に関する担当課が存在しないことがわかった。
* 市の教育分野で問題になるのは常に喫煙。小学校でタバコの害についての教育は始めているが、児童虐待のケースなどでは、中学生になると、薬物やアルコールに手を出し始め、親が家に置いているから、手軽に薬物やアルコールが手に入り、しかもそれを親が容認しているという状況もある。そのような家庭にいろんな子どもたちが集まってくる。ただ、そういう現状を知っているのは虐待のケースワーカーだけで、学校の先生や地域の方々も知らない。
* やはり中学生までの間に薬物やアルコールについての教育をしっかりとしていかないといけないと感じている。

（元福井県立大学准教授）

* 現在、依存症の専門医療機関以外の医療機関では、家族支援をはじめとする認知行動療法、あるいは集団精神療法、また自助グループへの導入などというようなプログラムがないまま、依存症を診てもらっている現状がある。
* また、家族教室などへの家族の参加が非常に少なくなってきている。女性の就業率が上がってきており、平日に開かれる家族教室に、仕事を休んで参加することが非常に難しくなっているのが実情だと思われる。
* そのため、ぜひＯＡＣにサテライトを大阪市内の交通の便のいいところに作っていただいて、土日にプログラムを提供できるような仕組みをお願いしたい。
* また、そのサテライトには、いろいろな論文や書籍など依存症に関する様々なデータなども揃えておいていただきたい。

（大阪府保健所長会）

* 大阪府の保健所では、平成29年12月から相談拠点という形で、依存症問題を抱える本人・家族や関係機関の方への相談を実施している。また、相談支援を行っている地域の関係機関に対しての研修会、事例検討会なども開催している。
* また、精神保健医療福祉に関する会議を開催しており、そこで地域におけるネットワークの整備を行っている。
* 依存症問題の予防・普及啓発としては、若年者向けの飲酒防止教室や、健康まつりなどの機会を利用して依存症についての正しい知識普及と、相談窓口の周知を行っている。

（大阪精神科病院協会）

* （委員所属の医療機関について）ケースワーカーが窓口となって、問題を抱えた本人・家族や、保健所、他の医療機関などから相談を受けている。
* 一般の医療機関では、薬物は司法の問題で、医療の範囲ではない、という声もあるが、精神保健福祉の対象になっていることからも精神科医の責務として医療を提供していくという意識改革が必要。
* 以前に比べて、最近は患者さんがマイルドになったという印象がある。入院中もある程度穏やかに生活をしていて、最初の2週間が過ぎると刺激期に入るが、刺激期においても、なんとか1か月過ごすと元の状態、元の自分の状態に戻ることができるので、治療もしやすい印象。
* 統計上では、覚醒剤とその他の違法薬物の方が半分くらいに減ってきている。薬物の人の治療は画一的に行うことが難しい。集団精神療法などはやっていないが、個別での支援を本人にあわせて実施している。

質疑応答

（おおさか依存症土日ホットラインについて）

* おおさか依存症土日ホットラインはどのような状況で行われているか。

⇒　去年６月から今年3月までで177件。内訳は、アルコール50件、薬物18件、ギャンブル等44件、その他65件。おおむね毎週4～5件程度の実績。「その他」は、アルコール・薬物・ギャンブル等以外の依存の相談で、他の公的な相談窓口よりも「その他」の割合が多い。

（６）その他

委員説明

* セリンクロ錠についての国あて照会について　【参考資料１】
* アルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル等依存症はトリートメントギャップが大きく、受診する方が少ないというのが問題。そのため裾野を広げるのが必要。
* このセリンクロという薬は、トリートメントギャップを小さくできる可能性があるが、この薬の使用には、特定の研修の受講などが必要であることから、使用しづらくなっている。
* そのため、日本アルコール・アディクション医学会と日本アルコール関連問題学会の連名で要望書を提出しているので参考にしてほしい。

事務局説明

* 今後のスケジュールについて
* 今年度は2回開催を予定。2回目は1～2月頃を予定。
* 部会の委員については、現在日程調整を進めているところ。

３　閉会